

## 利用料金表(介護予防訪問リハビリテーション)

区 分		提供時間、 算定回数等	利用者ご負担額		
			1 割負担	2 割負担	
基本報酬	介護予防訪問リハビリテーション費 ・理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問 リハビリテーションの実施 ・1回につき20分実施いたします。	1回につき	290円	580円	
	加算等	短期集中リハビリテーション実施加算 ※1	1日につき	200円	400円
		リハビリテーションマネジメント加算 ※2	1月につき	230円	460円
		サービス提供体制強化加算 ※3	1回につき	6円	12円
減算	訪問リハビリ計画診療未実施減算 ※4	1回につき	-20円	-40円	
交通費	青森市内	無料			
	青森市以外	青森市以外の地域にお住まいの方は、訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。 自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域の境界から1kmにつき50円加算させていただきます。			

- ※1 短期集中リハビリテーション実施加算は、病院等から退院・退所した日または新たに要支援認定を受けた日から起算して3ヶ月以内の期間内に集中的に訪問リハビリテーションを実施した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※2 リハビリテーションマネジメント加算は、質の高いサービスの提供のために他職種が共同して行う一連の取り組み（リハビリテーションマネジメント）を実施した場合に基本報酬に加算して算定します。
- ※3 サービス提供体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準（介護予防訪問リハビリテーションを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数が3年以上の職員がいること）に適合しているものとして届け出た事業所が利用者に対し、介護予防訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。
- ※4 当事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、基本報酬から減算して算定します。